

# FTSE 米国債 0-3 ヶ月インデックス – 国内投信用

v1.2



# 目次

---

セクション 1 はじめに.....	3
セクション 2 運営・管理責任.....	5
セクション 3 FTSE Russell インデックス ポリシー.....	6
セクション 4 構成と設計基準.....	8
付録 A: 詳細情報.....	12

# セクション 1

## はじめに

### 1. はじめに

#### 1.1 FTSE 米国債 0-3 ヶ月 インデックス（国内投信用）

1.1.1 本書は、FTSE 米国債 0-3 ヶ月 インデックス（国内投信用）の運営および算出に関わる基本ルールを説明したものです。本ルールのコピーは FTSE International Limited (FTSE) から入手できます。

1.1.2 FTSE 米国債 0-3 ヶ月インデックス - 国内投信用 ("インデックス") は、満期が 3 ヶ月以下の米短期国債、米中期国債、米国債のパフォーマンスを測定します。

1.1.3 このインデックスは、日本の投資信託によるパフォーマンス評価のベンチマークとして機能するように設計されています。算出方法は、社団法人投資信託協会の評価方式に基づいています。

1.1.4 FTSE 米国債 0-3 ヶ月インデックス - 国内投信用は、その設計において ESG 要因を考慮していません。

#### 1.2 FTSE Russell

FTSE Russell は、FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited (およびその子会社である FTSE Global Debt Capital Markets Inc. および FTSE Fixed Income Europe Limited)、FTSE Fixed Income LLC、The Yield Book Inc および Beyond Ratings の商標です。

1.3 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部ファクターを含む様々なファクターにおいて、当インデックスの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックスを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックスの変更、中断、中止に耐え得るべきものか、その可能性に対応できるべきものでなければならないことを、当インデックス利用者に対し通知します。

1.3.1 本インデックスに追随する運用を行うユーザー、または本インデックスに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックスのルールに沿ったメソッドロジーの価値を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell、または FTSE

Russell Policy Advisory Board のメンバー（又は当基本ルールの作成や公表にかかわったいかなる者も含めて）は、以下の事項に係わるいかなる過失・その他の結果として生ずるいかなる者が被る一切の損失、損害、請求、費用に関し一切の責任を負いません。

- 当基本ルールに対する依存、および/もしくは
- 当基本ルールの不正確、および/もしくは
- 当基本ルールに記載されている方針または手続きの不適用、誤用、および/もしくは
- インデックスまたはデータの構成銘柄を組成する際の不正確

## セクション 2

# 運営・管理責任

## 2. 運営・管理責任

### 2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSE は、インデックス シリーズのベンチマークの管理者です。<sup>1</sup>

2.1.2 FTSE はインデックス シリーズの日次計算、構築、運用の責任を負っており、次のことを行います。

- インデックスを構成する全銘柄に関し、ウェイトの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
- 基本ルールに従って、インデックス シリーズの定期的なレビューを行い、その結果によって必要な変更を行う
- インデックスを配信する

### 2.2 基本ルールの改訂

2.2.1 基本ルールが指標シリーズの目的を最も適切に反映することができるよう、同ルールは FTSE Russell による定例見直し（少なくとも年 1 回）の対象になります。基本ルールの大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee 及び必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.2.2 FTSE Russell Fixed Income Indexes の Statement of Principles の規定の通り、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関して FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実際的な決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例などに見做されない場合においても、FTSE Russell はこのルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

<sup>1</sup> 本文書でアドミニストレーターという言葉は、金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、[2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011（欧州ベンチマーク規制）](#)、

+++

[また、ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019（英国ベンチマーク規則）](#)における定義と同義で使用されます。

## セクション 3

# FTSE Russell インデックス ポリシー

## 3. FTSE Russell インデックス ポリシー

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス ポリシー文書と併せてご参照いただくか、または [fi.index@lseg.com](mailto:fi.index@lseg.com) までご連絡ください。これらのポリシーは毎年見直され、変更があれば FTSE Russell Index Governance Board の承認を受けます。

### 3.1 Statement of Principles for FTSE Fixed Income Indexes (the Statement of Principles)

インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合は、FTSE Russell は、インデックス構築に対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた FTSE Fixed Income インデックスの原則声明 (Statement of Principles) を参照して適切な取り組みを決定します。Statement of Principles は毎年見直され、FTSE Russell により提案される変更事項は FTSE Russell Policy Advisory Board に提出後、議論され、最終的には FTSE Russell の Index Governance Board により承認されます。

Fixed Income インデックスの原則声明 (Statement of Principles) は、次のリンクからご覧いただけます：  
[Statement of Principles Fixed Income Indexes.pdf](#)

### 3.2 お問い合わせと苦情

FTSE Russell の苦情申し立て手続きは、次のリンクからご覧いただけます：  
[Benchmark Determination Complaints Handling Policy.pdf](#)

### 3.3 再計算方針とガイドライン

Fixed Income インデックスの再計算方針とガイドラインは、以下の FTSE Russell のウェブサイトから入手できます。または [fi.index@lseg.com](mailto:fi.index@lseg.com) にお問い合わせください。  
[Fixed Income Recalculation Policy and Guidelines.pdf](#)

### 3.4 ベンチマーク・メソドロジー変更のポリシー

FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照下さい：

[Policy for Benchmark Methodology Changes.pdf](#)

### 3.5 FTSE Russell のガバナンスの枠組み

- 3.5.1 FTSE Russell はそのインデックスを監督するために、プロダクト、サービス、テクノロジーのガバナンスをカバーするガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる防衛リスク管理フレームワークの 3 つの防衛線が組み込まれており、金融ベンチマーの IOSCO 原則<sup>2</sup>、欧州ベンチマーク規則<sup>3</sup>、また英国ベンチマーク規則への準拠を確実にしています<sup>4</sup>。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[FTSE Russell Governance Framework.pdf](#)

---

<sup>2</sup> IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13 July 2013。

<sup>3</sup> 有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011。

<sup>4</sup> ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019。

## セクション 4 構成と設計基準

### 4. 構成と設計基準

- 4.1 FTSE 米国債 0-3 ヶ月インデックス - 国内投信用 ("インデックス") は、満期が 3 ヶ月以下の米短期国債、米中期国債、米国債のパフォーマンスを測定します。
- 4.2 このインデックスは、日本の投資信託によるパフォーマンス評価のベンチマークとして機能するように設計されています。算出方法は、社団法人投資信託協会の評価方式に基づいています。
- 4.3 日本の投信用 (JIT) の設計基準や算出に関する前提条件の詳細については、以下のリンクからアクセスできる FTSE Fixed Income Index Guide をご参照ください: [FTSE Fixed Income Index Guide](#)
- 4.4 **FTSE 米国債 0-3 カ月 インデックス（国内投信用）の設計基準と算出に関する前提条件**

クーポン	固定利付
最低残存期間	3 ヶ月以下
最低残存金額	公開残高 50 億米ドル（連邦準備銀行の保有分を除く）
ウェイト	時価総額
リバランス	月次更新 (月末時点)
キャッシュフローの再投資	利払いおよび元本支払による期中キャッシュフローは、月次インデックス トータルリターン計算の一部として再投資されません。
価格	現地市場の前日終値、LSEG Pricing Service 4:00 p.m. (ニューヨーク)
為替レート	東京時間午前 10 時に提示された三菱 UFJ 銀行のテレグラフィック・トランスファー・スポット・ミドルレート (TTM) 5
算出の頻度	毎日
決済日	毎月: 決済は月の最終暦日です。

<sup>5</sup> LSEG Pricing Service の相場は、三菱 UFJ 銀行のクォートが利用できない期間中の通貨に使用されます。

	毎日: 当月最終営業日とその月の最終暦日でない場合を除き同日決済、つまり当月最終暦日に決済されます。
採用銘柄決定日	毎月、翌月のインデックス構成銘柄を採用銘柄決定日に「決定」する。各年度の採用銘柄決定日のスケジュールはウェブサイトで発表。
基準日	2019年12月31日
クーポン	固定利付

## 4.5 時価総額の算出

4.5.1 式では以下の表記が使用されています。UST および UST-JIT の表記は、標準（JIT 以外）<sup>6</sup>と JIT 版の手法に基づく米国債 0-3 ヶ月インデックスのうち各個別債券のリターンと分析を示しています。

表記	
t	本日
m	当月
e	前月の最終営業日
P_UST	UST クリーン プライス
A_UST	UST 経過利子
P_USTJIT	UST-JIT クリーン プライス
A_USTJIT	UST-JIT 経過利子
UST_PAR	UST 額面
UST_MODDUR	UST 修正デュレーション
UST_RORP	UST 日次元本リターン
UST_MTDROP	UST 月初来元本リターン
UST_MTDROI	UST 月初来インカムリターン
USTJIT_RORP	UST-JIT 日次元本リターン
USTJIT_MTDROP	UST-JIT 月初来元本リターン
USTJIT_MTDROI	UST-JIT 月初来インカム リターン
USTJIT_MTDORT	UST-JIT 月初来トータル リターン

<sup>6</sup> 標準 (JIT 以外) の手法とは FTSE Fixed Income Index Guide で定義されているインデックス手法を示します。

4.5.2 UST については、全構成銘柄の前月最終営業日の価格と経過利子を用いて当月のインデックス概要の時価総額を算出します。UST-JIT については、前営業日の価格が適用されます。

$$USTJIT\_MKV(m)=(P\_USTJIT(m)+A\_USTJIT(m))\times UST\_PAR(m)=(P\_UST(e-1)+A\_UST(e))\times UST\_PAR(m)$$

4.5.3 時価総額を日本円に換算する際の為替レートには、三菱 UFJ 銀行が提供する TTM（テレグラフィック・トランスファー・ミドルレート）が使用されます。

$$USTJIT\_MKV(m)_{JPY}=USTJIT\_MKV(m)\times FX\_SPOT(e)$$

## 4.6 リターン算出

4.6.1 リターンは、前日の元本リターンおよび当日のインカムリターンを修正して算出されます。

### 4.7 現地通貨建ての月初来リターン

#### ステップ 1：第 1 営業日の元本リターンを算出

UST-JIT の構成銘柄の第 1 営業日の元本リターンは、UST-JIT の算出で利用されるため、最初に算出されます。UST/UST-JIT の既発債については、初日の元本リターンを月末 2 営業日前の UST 価格と経過利子を用いて算出します。

$$USTJIT\_RORP(1)=\frac{P\_UST(e)-P\_UST(e-1)}{P\_UST(e-1)+A\_UST(e)}\times 100$$

UST/UST-JIT に新たに追加された債券については、初日の元本リターンは、それぞれ WAL（加重平均寿命）に最も近い債券の UST-JIT 元本リターンを基に算出されます。これらの UST-JIT の元本リターンは、修正デュレーションの違いを考慮し、デュレーション・レシオで調整されています。

$$USTJIT\_RORP(1)=USTJIT\_RORP_{CLOSEST(1)}\times\left(\frac{UST\_MODDUR(m)}{UST\_MODDUR_{CLOSEST(m)}}\right)$$

#### ステップ 2：月初来元本リターンの算出

前日の UST\_MTDROP と第 1 営業日の USTJIT\_RORP を複利計算して、月初来の元本リターンを算出します。これは、すべての有価証券の価格を 1 日ずらすことに相当します。

$$USTJIT\_MTDRORP(t)=USTJIT\_RORP(1)+UST\_MTDRORP(t-1)\times\left[1+\left(\frac{USTJIT\_RORP(1)}{100}\right)\right]$$

#### ステップ 3：月初来インカム リターンの算出

月初来インカム リターンは、月初めの当月の時価総額を基に算出されます。第 1 営業日の元本リターンで調整されます。

$$USTJIT\_MTDRORI(t)=UST\_MTDRORI(t)\times\left[1+\left(\frac{USTJIT\_RORP(1)}{100}\right)\right]$$

#### ステップ 4 : 月初来トータル リターンの算出

トータル リターンは、月初来の UST-JIT の元本リターンとインカムリターンを合計したものです。

$$\text{USTJIT\_MTDRORT}(t) = \text{UST\_MTDRORP}(t) + \text{USTJIT\_MTDRORI}(t)$$

##### 4.7.1 円換算での月初来トータル リターン

UST-JIT では、現地通貨建てリターンを基準通貨建てリターンに換算する際に、同じ標準的な算出を使用します。為替レートには、三菱 UFJ 銀行が提供する TTM (テレグラフィック・トランスファー・ミドルレート) が使用されます。TTM レートが利用できない場合は、LSEG Pricing Service レートが使用されます。

$$\text{USTJIT\_MTDRORT}(t)_{\text{JPY}} = \left\{ \left[ 1 + \left( \frac{\text{USTJIT\_MTDRORT}(t)_{\text{LCL}}}{100} \right) \right] \times \left[ 1 + \left( \frac{\text{CRCY\_RTN}(t)_{\text{TTM}}}{100} \right) \right] - 1 \right\} \times 100$$

##### 4.7.2 現地通貨建ておよび日本円建ての日次トータルリターン

日次トータルリターンは、当日と前日の月初来リターンを用いて計算します。

$$\text{USTJIT\_RORT}(t) = \left\{ \left[ \frac{1 + \text{USTJIT\_MTDRORT}(t) / 100}{1 + \text{USTJIT\_MTDRORT}(t-1) / 100} \right] - 1 \right\} \times 100$$

$$\text{USTJIT\_RORT}(t)_{\text{JPY}} = \left\{ \left[ \frac{1 + \text{USTJIT\_MTDRORT}(t)_{\text{JPY}} / 100}{1 + \text{USTJIT\_MTDRORT}(t-1)_{\text{JPY}} / 100} \right] - 1 \right\} \times 100$$

#### 4.8 為替レート

4.8.1 東京時間午前 10 時に提示された三菱 UFJ 銀行のテレグラフィック・トランスファー・スポット・ミドルレート (TTM) LSEG Pricing Service の相場は、三菱 UFJ 銀行のクォートが利用できない期間中の通貨に使用されます。

#### 4.9 改編履歴の概要

FTSE 米国債 0-3 ヶ月インデックス (国内投信用) の構築は、FTSE 米国債 0-1 年インデックスと同じイベントによって決まります。詳細については、FTSE Fixed Income Index Guide.をご覧ください。

#### 4.10 FTSE 米国債 0-3 ヶ月 インデックス (国内投信用) のティッカー

ティッカー	インデックス
TBD	FTSE 米国債 0-3 ヶ月・インデックス (国内投信用、円ベース)

## 付録 A: 詳細情報

---

FTSE Russell の基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください。

[Glossary of terms FTSE Fixed Income.pdf](#)

お問い合わせについては、FTSE Russell ウェブサイトにアクセスいただくか、または FTSE Russell クライアントサービス [fi.index@lseg.com](mailto:fi.index@lseg.com) にお問い合わせください。

ウェブサイト: [www.lseg.com/en/ftse-russell/](http://www.lseg.com/en/ftse-russell/)

## Disclaimer

© 2024 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（「LSEG」）。LSEGには、(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc.および FTSE Global Debt Capital Markets Limited（以下、併せて「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income Europe Limited（以下「FTSE FI Europe」）、(5) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(6) FTSE (Beijing) Consulting Limited（以下「WOFE」）、(7) Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited（以下「RBSL」）、(8) Refinitiv Limited（以下「RL」）、(9) Beyond Ratings S.A.S.（以下「BR」）が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

FTSE US Treasury 0-3 Months index- JIT の算定は、FTSE International Limited により、または同社に代わりその提携事業者、エージェント、パートナーによって行われます。FTSE International Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。

FTSE Russell® は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL、BR の取引名です。「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」、「WMR™」、「FR™」、「Beyond Ratings®」、その他本資料で使用される商標およびサービスマーク（登録されているか否かは問わない）は、LSE グループの該当メンバーまたはそのライセンサーが所有または許諾する商標およびサービスマークで、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL または BR によって保有または許諾に基づいて使用されているものです。

全ての情報は情報提供のみを目的として提供されています。本資料に記載されている全ての情報及びデータは、LSEG が正確かつ信頼できると考える情報源から入手したものです。ただし、人的ミスや機械的誤作動、その他の要因による誤りの可能性があるため、当該情報及びデータはすべて“現状のまま”提供されており、これらの不正確性に対してはいかなる保証もいたしません。LSEG のメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーのいずれも、情報や LSEG の商品（インデックス、データとアナリティクスを含むがこれらに限定されない）の使用から得られる結果について、明示または黙示を問わず、正確性、適時性、完全性、商品性に関していかなる主張、予想、保証、表明も行わず、LSEG 商品の特定の目的への適切性または適合性に関して、明示または黙示を問わず、主張、予想、保証、表明を行いません。情報を利用するユーザーは、情報の何らかの使用による、また情報使用の許可によるリスクのすべてを負うものとします。

LSEG メンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーは、以下の事項に関して一切の責任または義務を負いません：(a) 当該情報またはデータの調達、収集、コンパイル、解釈、分析、編集、転記、送信、通信もしくは提供に関わる不正確性（過失の有無を問わない）、その他の状況、または本資料または本資料へのリンクの使用に関連する損失又は損害（全部又は一部を問わない）および、(b) （たとえ LSEG のメンバーがかかる損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても）当該情報の使用または使用不能から生じるいかなる直接的、間接的、特別、派生的または付随的損害。

LSEG のメンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSEG のメンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非、あるいはかかる投資が投資家にとっていかなる法的リスクまたはコンプライアンス上のリスクを生じさせるか否かに関しても、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定する際には、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスおよびレートに直接投資することはできません。インデックスやレートへの資産の組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスやレートを合法的に売買や保有することができることを確認するものでもありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSE G の適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、録音、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索可能なシステムによる保存）、または送信することを禁じます。LSEG データの使用および配布には、LSEG および/またはそのライセンサーからのライセンスが必要です。

